

狛江市建築物の解体工事における計画の事前周知と環境配慮に関する条例施行規則

平成26年 8 月 7 日
規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、狛江市建築物の解体工事における計画の事前周知と環境配慮に関する条例（平成26年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(配慮事項)

第3条 条例第4条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 解体工事に当たっては、次に掲げる人体又は環境への有害物質又は有害物質含有資材を使用した建築物及び土壌汚染等の有無について事前に調査すること。

ア 石綿

(ア) 吹き付けアスベスト材

(イ) アスベスト含有断熱材、保温材、耐火被覆材

(ウ) アスベスト含有成形板等

イ ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ダイオキシン、フロン類等

(2) 解体工事を行う建築物に前号に規定する有害物質又は有害物質含有資材を使用している場合及び土壌汚染等がある場合においては、適正に処理してから解体工事に着手し、前号ア（ウ）に掲げるアスベスト含有成形板等の除去に当たっては、散水により十分に湿潤状態にするとともに手作業で行い、アスベスト粉じんの発生及び飛散を防止すること。

(3) 解体工事用の建設機械を使用するときには、低騒音かつ低振動型の機械を使用するとともに、機械の整備不良等による異常な騒音又は振動が発生しないよう点検及び整備に努め、機械の稼働に当たっては慎重な作業を心掛け、不要な空吹かし、高負荷運転、連続運転等を行わないよう努めること。

(4) 解体工事を行う建築物の敷地周辺への公衆災害防止のため、仮囲い、養生シート等を設けるとともに、十分な危害防止の措置を講じること。この場合において、道路に接するコーナー部に隅切りの設置、透明な素材の使用等の視認性を高める措置を講じ、通行人及び通行車両の衝突防止に努め、粉じん等が生じるときは、散水等適切な措置を講ずること。

(5) 工事関係車両の出入りの際には、通行人の安全確保を図るため、誘導員等を配置するとともに、作業現場への資機材の搬出入については、近隣住民に迷惑を掛けないよう配慮し、作業を行うこと。

(6) 解体工事を行う建築物及び敷地内にねずみ、害虫等が生息しているときは、駆除等の衛生対策をした上で解体工事に着手すること。

(標識板の設置)

第4条 条例第5条第1項の規定により設置する標識板は、解体工事標識板(様式第1号)とする。ただし、関係法令の定めるところにより設置した標識板が解体工事標識板の記載内容を満たしている場合においては、解体工事標識板の設置を省略することができる。

2 発注者等は、前項の規定により解体工事標識板を設置し、又は省略したときは、速やかにその旨を解体工事標識板設置報告書(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

3 解体工事標識板は、当該敷地の道路に接する部分(当該敷地が2以上の道路に接するときは、各道路に接する部分)に設置しなければならない。

4 発注者等は、風雨等のため容易に破損又は倒壊しない方法で解体工事標識板を設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないように維持管理しなければならない。

(説明会の開催等)

第5条 発注者等は、大規模建築物の解体工事を行おうとするときは、原則として、適切な場所において説明会を開催するものとする。ただし、近隣住民の承諾があったときは、個別説明等その他適切な方法により説明することができる。

2 条例第6条第2項に規定する説明会等の報告は、説明会等の終了後速やかに、解体工事説明会等報告書(様式第3号)を市長に提出することにより行うものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる方法により説明会等を開催し、市長へ報告するときは、適用しない。

(1) 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年東京都条例第64号)が適用される建築物の敷地内に、同条例第5条第1項の規定による標識板の設置後、解体工事を行う場合において、解体工事に係る計画の内容について同条例第6条第1項に基づく説明会等で近隣住民に説明を行い、その内容を市長に報告するとき。

(2) 狛江市まちづくり条例(平成15年条例第12号)が適用される建築物の敷地内に、同条例第27条第1項の規定による標識板の設置後、解体工事を行う場合において、解体工事に係る計画の内容について同条例第28条第1項に基づく説明会等で近隣住民に説明を行い、その内容を市長に報告するとき。

(説明事項)

第6条 発注者等は、前条の規定による説明会等において、次に掲げる事項を説明しなければならない。

(1) 解体工事を行う建築物の用途、構造及び規模並びに近隣住民の建築物との位置関係の概要

(2) 建築物の解体工事の工期、解体方法及び作業範囲並びに作業時間

(3) 解体工事の周辺への安全対策並びに騒音、振動、粉じん、土壌汚染等に対する公害防止対策

(4) 資材、廃材等の搬出経路及び工事車両の通行経路並びに歩行者等の安全対策

(5) 石綿、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ダイオキシン、フロン類等の人体又は環境に有害とされる物質の有無及び適正な処理対策

(6) その他解体工事により周辺の生活環境に及ぼす影響及び対策
(計画の変更等)

第7条 条例第7条の規定による報告は、解体工事計画変更報告書(様式第4号)を市長に提出することにより行うものとする。

(勧告)

第8条 条例第9条の規定による勧告は、解体工事に関する勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。